

役員の旅費等の支給基準に関する規程

1. この規程は、特定非営利活動法人宝塚 NPO センターの役員報酬規程第 2 条で定める役員の旅費等の支給に関してその基準を定めるものである。
2. 役員への旅費等の支給は、役員の居住地又は勤務地等から理事会開催会場までの距離が 100km を超える場合は、その実費を支給することとする。
3. この規程の改廃は、理事会の承認による。
4. この規程は、2021 年 12 月 15 日から施行する。